

平成18年3月17日

報道機関各位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社北日本銀行

経営企画部

## 地震デリバティブ取引の媒介取扱開始について

株式会社北日本銀行(頭取 佐藤安紀)は、株式会社損害保険ジャパン(社長 平野浩志)と提携し、地震デリバティブ取引の媒介取り扱いを開始いたしました。

地震デリバティブとは、金融デリバティブ商品の一種で、一定額のプレミアムを支払い地震により企業が被る損害を補償するリスクヘッジプログラムです。

昨今規模が比較的大きい地震が発生しており、企業として地震発生時の資金確保が重大な関心事となっています。従来地震保険という形で震災時の損害補償が提供されて来ましたが、保険という商品の特性上、損害査定に時間を要し、また補償対象が物的損害に限られていました。一方で、設備や店舗などが壊れなくても、地震により営業上多大な損失を被る企業は、地震保険では担保されないという不満がありました。

地震デリバティブは上記のような問題点を解決し、お客様に卓越したリスクヘッジ対策を提供する商品と言えます。さらに今般、当行提携先の株式会社損害保険ジャパンが、当行の地元お取引先の営業上影響が大きい、**宮城県沖地震**について、**5年間の長期補償**が可能な商品供給を受けることとなったものです。

今回取り扱う地震デリバティブ商品の特徴は、以下のとおりです。

条件を満たす地震が発生すれば、迅速に補償金を受け取ることができる

自社の設備・店舗に物的損害が発生しない場合でも、巨大地震による営業収益の減少をカバーする目的でも利用することが可能

事故の査定や損害の証明が不要

5年間補償の確保が可能

建物の構造や建築年数に関係なく加入可能

なお、株式会社損害保険ジャパンが地方金融機関と地震デリバティブに関する媒介提携契約を締結するのは、今回の北日本銀行との提携が全国でも初めてとなります。

また、地震デリバティブ取引のご検討に当たっては、当行職員や株式会社損害保険ジャパンによる重要事項説明をはじめとした商品説明を充分ご理解いただき、お客様後自身の判断でお申し込み可否をご判断いただきますよう、お願い致します。

以 上

【本件についてのご照会先】

株式会社北日本銀行営業企画部 担当 小寺

TEL : 019 - 653 - 1111

FAX : 019 - 629 - 9311